様式第二裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあっては」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に改め、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず」を削る。

様式第三中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（使用施設等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第五条　使用施設等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第六条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第三号及び第五号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）

二　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）

第二条第一号中「法第二十三条第一項第三号」を「前条第一号」に改め、同条第二号中「法第二十三条第一項第五号に掲げる原子炉（次号に規定するものを除く。）」を「前条第二号に掲げる原子炉」に改め、同条第三号中「法第二十三条第一項第三号及び第五号」を「前条第一号」に改める。

（特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正）

第七条　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同項の表六の項中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改め、同表十の項中「第二条第二号又は第三号」を「第三条第二号又は第三号」に、「固形化」を「固型化」に改める。

第二条及び第三条中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式の注2中「第9号」を「第10号」に、「第10号」を「第11号」に改める。

（文部科学省定員規則の一部改正）

第九条　文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九六四人」を「一、九一九人」に改め、同表合計の項中「二、二〇〇人」を「二、一五五人」に改める。

（独立行政法人放射線医学総合研究所に関する省令の一部改正）

第十条　独立行政法人放射線医学総合研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令

第一条の二から第七条までを削り、第八条を第二条とし、第九条の二を第四条とし、第九条の三を第五条とし、第十条から第十五条までを四条ずつ繰り上げる。

第十六条を削る。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令の一部改正）

第十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令

本則（第二条及び第七条を除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第二条を削り、第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（適用範囲）

第一条　この省令は、試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる確認等について適用する。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の二第四項に規定する同条第一項の確認（以下「放射能濃度確認」という。）

二　法第六十一条の二十四に規定する法第二十八条の二第一項若しくは第四項又は法第五十五条の三第一項の検査（旧原子炉設置者等及び旧使用者等に係るものを除く。以下「溶接検査」という。）

三　法第六十一条の二十五に規定する法第五十八条第二項の確認（以下「廃棄確認」という。）

四　法第六十一条の二十六に規定する確認（試験研究炉等設置者等又は使用者から運搬を委託された者に係るものを含む。以下「運搬物確認」という。）